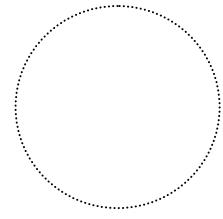


# 委任状 (遺言検索)



受任者 住所.....  
氏名.....

私は、上記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

## 記

遺言者..... (明治・大正・昭和・西暦 年 月 日生)

の遺言公正証書の検索、同謄本の請求及び受領に関する一切の権限。

平成 年 月 日

委任者 住所.....  
氏名.....

- ①委任状には委任者の印鑑証明書の印を押印（○印部分2箇所）の上、委任者の印鑑証明書と一緒に持ち下さい。
  - ②代理人は住基カード・運転免許証・在留カードなどの写真付きの公的機関が発行した身分証明書と認印をご持参下さい。  
パスポートの場合は住民票と認印をお持ち下さい（印鑑証明書と実印でも可）。
  - ③遺言者ご本人がご存命の場合は、ご本人以外からの委任状は受け付けられません。  
**健康保険証は使えません。**
- \* 証明書類は全て発行後3か月以内のものに限ります。

## 遺言検索について

- 1 遺言者が亡くなられている場合のみ、相続人が請求できます。  
ご存命の場合は、遺言の有無もお答えできません。
- 2 検索ができるのは、相続人・遺言執行者です。
- 3 遺言検索は平成以降のものは全国どこの公証役場でもできます。  
ただし、閲覧や謄本請求は、作成した公証役場にしか保管されていないので、検索後、予約の上、該当公証役場へ取りに行ってください。  
担当公証人が、出張等で不在の場合は、検索したその日には閲覧や謄本の請求が出来ないことがあります。

## **【必要書類】**

- 1 遺言者の死亡の記載のある除籍謄本 1通  
(死亡診断書や埋葬許可書は不可)
- 2 申請に来る人と遺言者との間柄の確認できる戸籍謄本

例 遺言者の兄弟の場合は

遺言者に配偶者や子供がおられない上、両親が亡くなられている場合のみ請求可能です。

### 3 申請者の身分証明書

①印鑑証明書と実印

または

②運転免許証・在留カード・住基カードなどの写真付きの公的機関が発行した身分証明書・パスポートと住民票  
以上のうちいずれかと認印

をお持ち下さい。

・代理人の申請の場合は、上記の身分証明書+前ページの委任状（請求者からの委任状）も必要です。

詳しいことは公証センターにお問い合わせ下さい。